平成２６年（フ）第５９号
静岡県浜松市中区新津町426番地の３
債務者　加登　　博
1　決定年月日時　平成26年３月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　杉下　龍輔
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年５月27日午後２時
5　免責意見申述期間　平成26年５月27日まで
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２５年（フ）第２５４号
長崎県長崎市天神町５番16号　山田アパート202
債務者　山﨑　　進
1　決定年月日時　平成26年３月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小泉　朋子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年６月４日午前10時15分
5　免責意見申述期間　平成26年５月28日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第１２号
岐阜県揖斐郡大野町黒野330―１、住民票上の住所岐阜県揖斐郡大野町大字小衣斐367番地１
債務者　杉山　時彦
1　決定年月日時　平成26年３月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　鈴木　一朗
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年６月18日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成26年６月11日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２６年（フ）第１３号
岐阜県揖斐郡大野町黒野330―１、住民票上の住所岐阜県揖斐郡大野町大字小衣斐367番地１
債務者　杉山　妙子
1　決定年月日時　平成26年３月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　鈴木　一朗
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年６月18日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成26年６月11日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２６年（フ）第１４号
岐阜県揖斐郡大野町大字黒野330番地１
債務者　杉山　哲也
1　決定年月日時　平成26年３月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　鈴木　一朗
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年６月18日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成26年６月11日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２５年（フ）第２０５６号
札幌市北区新琴似３条11丁目３番８号　しらかばハイツ１Ｆ右
債務者　對馬ますみ（旧姓米内）
1　決定年月日時　平成26年３月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月１日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第２４３８号
札幌市豊平区豊平５条２丁目４番19号　パルコート豊平201号
債務者　武田美由紀（旧姓松本）
1　決定年月日時　平成26年３月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月１日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第２５０８号
札幌市東区北23条東６丁目１番10―101号
債務者　新出　文江
1　決定年月日時　平成26年３月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月１日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第２５１８号
北海道千歳市住吉１丁目６番11―403号　メゾン・ラファイエット
債務者　堺　　則雄
1　決定年月日時　平成26年３月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月１日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第２５４６号
北海道千歳市北光５丁目４番３号
債務者　藏谷　利和
1　決定年月日時　平成26年３月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月１日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第２５号
札幌市東区北33条東８丁目５番14号
債務者　惣戸　友貴
1　決定年月日時　平成26年３月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月１日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第８５号
札幌市白石区北郷２条９丁目２番17―902号
債務者　山本　一陽
1　決定年月日時　平成26年３月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月１日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第９５号
札幌市東区北41条東６丁目１番２号　アムクレスト416―２号
債務者　須藤　　隆
1　決定年月日時　平成26年３月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月１日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第９６号
札幌市東区北38条東９丁目１番40―202号
債務者　戸川　克幸
1　決定年月日時　平成26年３月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月１日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１２３号
札幌市豊平区平岸４条７丁目10番５―208号
債務者　本堂　　誠
1　決定年月日時　平成26年３月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月１日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１２９号
札幌市東区北33条東17丁目１番21―307号
債務者　深田　　悟
1　決定年月日時　平成26年３月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月１日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１３０号
札幌市西区八軒５条東４丁目５番52号　ホワイトパレス303号
債務者　安原智恵子
1　決定年月日時　平成26年３月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月１日まで
札幌地方裁判所民事第４部